



長野県報

9月20日(火)
平成17年
(2005年)
第1695号

目 次

規則

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則（市町村課まちづくり支援室）	1
長野県警察の組織に関する規則の一部改正（警務課）	3
警察署協議会運営規則の一部改正（警務課）	4
長野県道路交通法施行細則の一部改正（警務課）	4
寒冷地手当の支給に関する規則等の一部改正（人事委員会）	5

告示

介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課）	5
自然公園法に基づく公園事業の一部変更及び公園事業を表示した図書の縦覧（環境自然保護課）	6
国土調査法に基づく平成17年度地籍調査事業計画（農村整備課）	6
公共測量の実施（監理課）	6

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請（生活文化課NPO活動推進室）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧（産業政策課）	6
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書の縦覧（産業政策課）	7
家畜伝染病発生の報告（畜産課）	8
国土調査法に基づく成果の認証（農村整備課）	8
開発行為に関する工事の完了（2件）（建築管理課）	9
水道法に基づく指定給水装置工事事業者の指定（事業課）	9

規則

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布します。

平成17年9月20日

長野県知事 田 中 康 夫

長野県規則第51号

市町村の合併に伴う関係規則の整理に関する規則

（消費生活協同組合法施行細則等の一部改正）

第1条 次に掲げる規則の規定中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

- (1) 消費生活協同組合法施行細則（昭和23年長野県規則第61号）第6条第1項
- (2) 家畜商法に基づき提出する書類の経由に関する規則（昭和24年長野県規則第96号）本則
- (3) 水産業協同組合法施行細則（昭和25年長野県規則第14号）第16条第1項
- (4) 通訳案内業法施行細則（昭和26年長野県規則第11号）第3条
- (5) 牧野法施行細則（昭和26年長野県規則第76号）第5条

- (6) 社会福祉法施行細則（昭和26年長野県規則第77号）第7条
- (7) 森林病害虫等防除法施行細則（昭和27年長野県規則第96号）第9条
- (8) 養ぼう振興法施行細則（昭和31年長野県規則第8号）第4条
- (9) 長野県母子家庭児童の身元保証に関する条例施行規則（昭和31年長野県規則第31号）第2条第1項
- (10) 家畜取引法施行細則（昭和31年長野県規則第41号）第5条
- (11) 長野県木材業者及び製材業者登録条例施行規則（昭和31年長野県規則第47号）第12条
- (12) 地すべり等防止法施行細則（昭和34年長野県規則第16号）第9条第1号
- (13) 森林法施行細則（昭和35年長野県規則第25号）第19条
- (14) 身体障害者福祉法施行細則（昭和35年長野県規則第34号）第12条第2項
- (15) 消防法施行細則（昭和35年長野県規則第44号）第6条
- (16) 養鶏振興法施行細則（昭和35年長野県規則第62号）第3条
- (17) 知的障害者福祉法施行細則（昭和37年長野県規則第4号）第5条
- (18) 農業協同組合法施行細則（昭和37年長野県規則第45号）第22条
- (19) 災害応急措置の業務に従事し、又は協力した者の損害補償に

- 関する規則（昭和38年長野県規則第54号）第11条
- (20) 事務処理規則（昭和39年長野県規則第5号）別表第2の5の
(13)のア及び(89)並びに6の(7)並びに別表第8の2の(13)
- (21) 水産業協同組合検査規則（昭和39年長野県規則第97号）第10条
- (22) 宅地建物取引業法施行細則（昭和40年長野県規則第11号）第4条第1項及び第10条
- (23) 土地改良法施行細則（昭和40年長野県規則第63号）第33条
- (24) 児童福祉法施行細則（昭和41年長野県規則第20号）第23条第2項
- (25) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律施行細則（昭和42年長野県規則第39号）第4条
- (26) 行旅病人及び行旅死亡人取扱い規則（昭和43年長野県規則第21号）第4条
- (27) 農業協同組合検査規則（昭和44年長野県規則第8号）第13条
- (28) 土地改良財産の管理等に関する規則（昭和45年長野県規則第49号）第35条
- (29) 林業種苗法施行細則（昭和46年長野県規則第1号）第6条
- (30) 都市計画法に基づく開発行為等の規制に関する規則（昭和46年長野県規則第7号）第13条第1項
- (31) 地方卸売市場等に関する条例施行規則（昭和46年長野県規則第79号）第19条
- (32) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和47年長野県規則第1号）第8条
- (33) 公害の防止に関する条例施行規則（昭和48年長野県規則第7号）第29条第2項
- (34) 建築土法施行細則（昭和50年長野県規則第16号）第19条
- (35) 森林組合法施行細則（昭和53年長野県規則第30号）第15条
- (36) 長野県自然環境保全条例施行規則（昭和54年長野県規則第30号）第47条
- (37) 貸金業の規制等に関する法律施行細則（昭和58年長野県規則第39号）第3条第1項及び第5条
- (38) 家畜改良増殖法施行細則（昭和58年長野県規則第43号）第5条
- (39) 凈化槽保守点検業者の登録等に関する条例施行規則（昭和60年長野県規則第26号）第3条第1項及び第12条
- (40) 凈化槽法施行細則（昭和60年長野県規則第33号）第3条第1項
- (41) 長野県景観条例施行規則（平成4年長野県規則第41号）第12条
- (42) 長野県福祉のまちづくり条例施行規則（平成7年長野県規則第14号）第10条
- (43) 生活保護法施行細則（平成8年長野県規則第7号）第10条
- (44) 長野県環境影響評価条例施行規則（平成10年長野県規則第26号）第64条第1項
- (45) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成13年長野県規則第36号）第6条第1項
- (46) 長野県ふるさとの森林づくり条例施行規則（平成16年長野県規則第47号）第10条
(建築基準法施行細則の一部改正)
- 第2条 建築基準法施行細則（昭和35年長野県規則第63号）の一部を次のように改正する。
- 第2条第2項及び第38条第1項中「塩尻市」の次に「及び安曇

野市」を加える。

別表第1中	丸子町	1.5	0
	長門町	1.1	0
	東部町	1.9	0
	真田町	2.0	0
	武石村	1.2	0

別表第1の1中	長門町	1.1	0
	東部町	1.9	0

（県営住宅等の管理に関する規則の一部改正）

第3条 県営住宅等の管理に関する規則（昭和44年長野県規則第30号）の一部を次のように改正する。

第25条中「塩尻市」の次に「及び安曇野市」を加える。

別表第1の1中「学海団地」を「学海団地 川原第1団地 石井団地 みやま団地 長瀬上平団地」に、「若宮団地」を「若宮団地 神明団地」に、

宿岩団地	南佐久郡佐久穂町
------	----------

を

みどりヶ丘団地 駅西団地 見岳 町団地 吉野団地 細萱団地 アルプス団地 青木花見団地 穂高 団地 柏原団地 東原団地	安曇野市
宿岩団地	南佐久郡佐久穂町

に、

平和台団地	北佐久郡御代田町
川原第1団地 石井団地 みやま 団地 長瀬上平団地	小県郡丸子町

を

平和台団地	北佐久郡御代田町
-------	----------

に、

神明団地	上伊那郡高遠町
湯舟団地 泉水団地 旭団地 上 の原団地	上伊那郡辰野町

を

湯舟団地 泉水団地 旭団地 上 の原団地	上伊那郡辰野町
-------------------------	---------

に、「木曽郡木曽福島町」を「木曽郡木曽町」に、

みどりヶ丘団地	東筑摩郡明科町
三溝団地 北原団地	東筑摩郡波田町
駅西団地 見岳町団地 吉野団地 細萱団地 アルプス団地	南安曇郡豊科町
青木花見団地 穂高団地 柏原団地	南安曇郡穂高町
東原団地	南安曇郡三郷村

を

三溝団地 北原団地	東筑摩郡波田町
-----------	---------

に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中県営住宅等の管理に関する規則別表第1の1の改正

「規定(木曽郡木曾福島町)を木曽郡木曾町に改

める部分に限る。) 平成17年11月1日

(2) 第2条中建築基準法施行細則別表第1の改正規定及び第3条中県営住宅等の管理に関する規則別表第1の1の改正規定(「学海団地」を「学海団地 川原第1団地 石井団地 みやま団地 長瀬上平団地」に改める部分及び

平和台団地	北佐久郡御代田町
川原第1団地 石井団地 みやま団地 長瀬上平団地	小県郡丸子町

を

平和台団地	北佐久郡御代田町
-------	----------

に改める部分に限る。) 平成18年3月6日

(3) 第3条中県営住宅等の管理に関する規則別表第1の1の改正規定(「若宮団地」を「若宮団地 神明団地」に改める部分及び

神明団地	上伊那郡高遠町
湯舟団地 泉水団地 旭団地 上の原団地	上伊那郡辰野町

を

湯舟団地 泉水団地 旭団地 上の原団地	上伊那郡辰野町
------------------------	---------

に改める部分に限る。) 平成18年3月31日

市町村課まちづくり支援室

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年9月20日

長野県公安委員会委員長 宮下行一
長野県公安委員会規則第8号

長野県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

長野県警察の組織に関する規則(昭和38年長野県公安委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第30条第2項中「長野県豊科警察署」を「長野県安曇野警察署」に改める。

別表第2の1の長野市吉田交番の項中「桐原1丁目及び2丁目大字古野」を「桐原1丁目及び2丁目」に改め、同1の長野市和田交番の項中「大字平林」を「西和田一丁目及び二丁目 大字平林」に改め、同1の牟礼村交番の項及び三水村警察官駐在所の項を次のように改める。

飯綱町交番	飯綱町大字 牟礼	飯綱町 大字川上 大字黒川 大字高坂 大字小玉 大字坂口 大字地蔵久保 大字袖之山 大字豊野 大字平出 大字古町 大字牟礼 大字柳里
飯綱町三水警察官駐在所	飯綱町大字 芋川	飯綱町 大字赤塙 大字芋川 大字川谷 大字倉井 大字東柏原 大字普光寺

別表第2の8の長門町古町警察官駐在所の項及び長門町長久保警察官駐在所の項を次のように改める。

長和町古町警察官駐在所	長和町古町	長和町 古町
長和町長久保警察官駐在所	長和町長久保	長和町 長久保 大門

別表第2の8の和田村警察官駐在所の項を次のように改める。

長和町和田警察官駐在所	長和町和田	長和町 和田
-------------	-------	-----------

別表第2の19の阿智村・清内路村交番の項及び浪合村警察官駐在所の項を次のように改める。

阿智村・清内路村交番	阿智村駒場	阿智村 春日 駒場 伍和 智里 駒 清内路村
阿智村浪合警察官駐在所	阿智村浪合	阿智村 浪合

別表第2の20の南信濃村遠山警察官駐在所の項から上村警察官駐在所の項までを次のように改める。

飯田市南信濃遠山警察官駐在所	飯田市南信濃和田	飯田市 南信濃和田の一部 南信濃八重河内 南信濃南和田
飯田市南信濃木沢駐在所	飯田市南信濃木沢	飯田市 南信濃和田の一部 南信濃木沢
飯田市上村警察官駐在所	飯田市上村	飯田市 上村

別表第2の21の木曾福島町木曾福島駅前交番の項及び日義村警察官駐在所の項を次のように改める。

木曽町木曾福島駅前交番	木曽町福島	木曽町 福島 新開 新開福
木曽町日義警察官駐在所	木曽町日義	木曽町 日義

別表第2の21の開田村警察官駐在所の項及び三岳村警察官駐在所の項を次のように改める。

木曽町開田高原警察官駐在所	木曽町開田高原末川	木曽町 開田高原末川 開田高原西野
木曽町三岳警察官駐在所	木曽町三岳	木曽町 三岳

別表第2の24中「長野県豊科警察署」を「長野県安曇野警察署」に改め、同24の豊科町交番の項から明科町交番の項までを次のように改める。

安曇野市豊科交番	安曇野市豊科	安曇野市 豊科南穂高 豊科光 豊科田沢 豊科高家 豊科
安曇野市堀金警察官駐在所	安曇野市堀金鳥川	安曇野市 堀金鳥川 堀金三田
安曇野市三郷交番	安曇野市三郷温	安曇野市 三郷明盛 三郷温 三郷小倉
安曇野市穂高交番	安曇野市穂高	安曇野市 穂高有明 穂高北穂高 穂高 穂高柏原 穂高牧
安曇野市明科交番	安曇野市明科中川手	安曇野市 明科東川手 明科中川手 明科光 明科七貴 明科南陸郷

別表第2の24の本城村警察官駐在所の項から坂井村警察官駐在所の項までを次のように改める。

筑北村本城警察官駐在所	筑北村西条	筑北村 西条 東条 乱橋 大沢新田
筑北村坂北警察官駐在所	筑北村坂北	筑北村 坂北
筑北村坂井警察官駐在所	筑北村坂井	筑北村 坂井

別表第2の25の大町市信濃大町駅前交番の項中

「大町市大字大町」を「大町市大町」に、「大字大町の」

を「大町の」に改め、同25の大町市木崎警察官駐在所の項中

「大町市大字平」を「大町市平」に、「大字平の」を「平の」

に改め、同25の大町市野口警察官駐在所の項中

「大町市大字平」を「大町市平」に、「大字大町の」を

「大町の」に、「大字平の」を「平の」に改め、同25の大町市常盤

警察官駐在所の項中「大町市大字常盤」を「大町市常盤」

に、「大字常盤の」を「常盤の」に改め、同25の大町市社

警察官駐在所の項中「大町市大字社」を「大町市社」に、

「大字社の」を「社の」に改め、同25の八坂村警察官駐在所の項及び美麻村警察官駐在所の項を次のように改める。

大町市八坂警察官駐在所	大町市八坂	大町市 八坂 八坂菖蒲
大町市美麻警察官駐在所	大町市美麻	大町市 美麻

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2の24の本城村警察官駐在所の項から坂井村警察官駐在所の項までの改正規定 平成17年10月11日
- (2) 別表第2の21の改正規定 平成17年11月1日
- (3) 別表第2の1の長野市吉田交番の項及び長野市和田交番の項の改正規定 平成17年11月7日
- (4) 別表第2の19及び25の改正規定 平成18年1月1日

警務課

警察署協議会運営規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年9月20日

長野県公安委員会委員長 宮下行 一
長野県公安委員会規則第9号

警察署協議会運営規則の一部を改正する規則
警察署協議会運営規則(平成13年長野県公安委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

「別表中「長野県豊科警察署協議会」を

「長野県安曇野警察署協議会」に改める。」

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。

警務課

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年9月20日

長野県公安委員会委員長 宮下行 一
長野県公安委員会規則第10号

長野県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

長野県道路交通法施行細則(昭和35年長野県公安委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

別表の一般国道19号の項中「木曾郡木曾福島町神戸3716番地先」を「木曾郡木曾町福島神戸3716番地先」に改める。

附 則

この規則は、平成17年11月1日から施行する。

警務課

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布します。

平成17年9月20日

長野県人事委員会委員長 矢ヶ崎 啓一郎

長野県人事委員会規則第15号

寒冷地手当の支給に関する規則等の一部を改正する規則

(寒冷地手当の支給に関する規則の一部改正)

第1条 寒冷地手当の支給に関する規則(昭和39年長野県人事委員会規則第21号)の一部を次のように改正する。

別表中「|南信濃村木沢警察官駐在所|下伊那郡南信濃村大字木沢766の1|」を

「|飯田市南信濃木沢警察官駐在所|飯田市南信濃木沢766の1|」に改める。

(特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第2条 特地勤務手当等に関する規則(昭和46年長野県人事委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「|浪合村警察官駐在所|下伊那郡浪合村1,031のイ|」を

「|阿智村浪合警察官駐在所|下伊那郡阿智村浪合1,031のイ|」に、

「

南信濃村木沢警察官駐在所 上村警察官駐在所	下伊那郡南信濃村大字木沢766の1 下伊那郡上村851の9	を
--------------------------	----------------------------------	---

」

「

飯田市南信濃木沢警察官駐在所 飯田市上村警察官駐在所	飯田市南信濃木沢766の1 飯田市上村851の9	に、
-------------------------------	-----------------------------	----

」

「|下伊那郡南信濃村大字和田1,379|」を「|飯田市南信濃和田1,379|」に、

「|南信濃村遠山警察官駐在所|下伊那郡南信濃村大字和田1,505の4|」を

「|飯田市南信濃遠山警察官駐在所|飯田市南信濃大字和田1,505の4|」に、

「|開田村警察官駐在所|木曾郡開田村大字末川4,241の11|」を

「|木曾町開田高原警察官駐在所|木曾郡木曾町開田高原末川4,241の11|」に改める。

附 則

この規則は、平成17年10月1日から施行する。ただし、第2条中特地勤務手当等に関する規則別表第1の改正規定

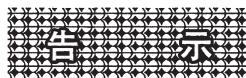
(「|開田村警察官駐在所|木曾郡開田村大字末川4,241の11|」を

「|木曾町開田高原警察官駐在所|木曾郡木曾町開田高原末川4,241の11|」に改める部分に限る。)は同年11月1日から、同表の改正規定

(「|浪合村警察官駐在所|下伊那郡浪合1,031のイ|」を

「|阿智村浪合警察官駐在所|下伊那郡阿智村浪合1,031のイ|」に改める部分に限る。)は平成18年1月1日から施行する。

人事委員会事務局



長野県告示第400号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の規定による指定居宅サービス事業者の指定及び同法第46条第1項の規定による指定居宅介護支援事業者の指定を、次のとおり事業所ごとに行いました。

平成17年9月20日

長野県知事 田 中 康 夫

1 指定居宅サービス事業者

(1) 通所介護

事業所の名称	所在地	指定した年月日
アイリスケアセンターまめじま	長野市大字大豆島5190番地	平成17年8月16日
通所介護事業所夢想園	長野市上ヶ屋2682番地125	" "

(2) 福祉用具貸与

事業所の名称	所在地	指定した年月日
介護ショップみすず	長野市大字茂菅145番地6	平成17年8月16日